

高福 第3495 - 1号
平成18年 3月30日

各介護保険事業所 管理者 殿

茨城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

介護保険事業者における事故発生時等の報告の取扱いについて（通知）

本県の介護保険行政の推進につきましては、日頃よりご支援・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、介護保険法に基づく運営基準において、介護サービスの提供により事故が発生した場合については、保険者である市町村に連絡を行うこととされております。しかし、事故発生時に報告が行われず、後日、苦情等により事故の発生が判明するといった事例が数多く見受けられます。

つきましては、介護サービスの提供による事故等が発生した場合に、市町村の介護保険担当課への速やかな報告を図るため、別添「介護保険事業者における事故発生時等の報告の取扱いに係る標準例」を作成いたしましたので、貴施設（事業所）での事故発生時対応の参考としてください。

今後とも利用者に対する安全で安心な介護サービスの確保について、なお一層留意されるとともに、事故等発生時における適切な対応に努められるようお願いいたします。

茨城県保健福祉部 高齢福祉課介護保険室 川上 TEL 029-301-3343 FAX 029-301-3348
--